

表

第 号
身 分 証 明 書
住 所
氏 名
上記の者は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第7条 第1項の規定により、地域福利増進事業を実施しようとする者の命令に基づ 第3項いて、障害物の伐採等を行うことができる者であることを証する。
年 月 日
地域福利増進事業を実施しようとする者の氏名又は名称
印

裏

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（抜粋）
第七条 前条の規定により他人の土地又は工作物に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があって、障害となる植物又は垣、柵その他の工作物（以下「障害物」という。）の伐採又は除去（以下「伐採等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、伐採等を行うことができる。この場合において、都道府県知事は、許可を与えようとするときは、あらかじめ、当該障害物の確知所有者（所有者で知っているものをいう。以下同じ。）に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。
3 第一項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その現状を著しく損傷しないときは、前二項の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより当該障害物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて、直ちに伐採等を行うことができる。この場合においては、伐採等をした後遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を、公告するとともに、当該障害物の確知所有者に通知しなければならない。
第八条
2 前条第一項又は第三項の規定により障害物の伐採等をしようとする者は、その身分を示す証明書及び同条第一項又は第三項の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない。

3 前二項の証明書又は書面は、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

備考

不要の部分は消すこと。